

国地契第78号
令和2年3月30日

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課長
(公印省略)

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準」
の一部改正について

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準」(平成3年5月18日
付け建設省厚発第172号)の一部を改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので、通知する。